

第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人	312
第2節	海外における日本人への支援	324
第3節	国民の支持を得て進める外交	334



第1節

世界とのつながりを深める日本社会と日本人

1 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外務省の貢献

(1) 総論

7月、政府の外国人施策の司令塔となる事務局組織として、内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、外務省も参画した。11月に第1回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」が開催され、茂木外務大臣が出席した。人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実であり、インバウンド観光も重要である。一方、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民が不安や不公平を感じる状況が生じていることもまた事実である。外務省としても引き続き関係省庁と連携しつつ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて積極的な役割を果たしていく。

(2) 査証(ビザ)制度

2025年の年間訪日外客数は過去最高を更新した。外務省では、円滑な査証業務の推進と、犯罪や不法就労を目的とする者又は人身取引の被害者となり得る者などの入国を未然に防止する観点からの厳格な査証審査の双方を維持しつつ、適切な形で観光立国推進や外国人の受入れなどに寄与するため、必要な物的・人的体制の整備及び関連業務の合理化に引き続き取り組んでいる。

その上で、外務省は、日本の出入国在留管理や治安への影響、各国・地域との人的交流促進による経済波及効果、相互理解の増進、相手国・地域との関係強化などを総合的に勘案し、関係省庁間で綿密な調整を行い、政府として最終的な可否を慎重に判断した上で、短期滞在に係る査証の戦略的な緩和措置をこれまで実施してきた。2025年には、パラグアイ及びモンテネグロに対して査証免除措置を導入し、アラブ首長国連邦に対して査証免除での滞在可能期間を最大30日から最大90日に拡大した。また、各国との青少年交流の更なる促進の観点から、スロバキア、ドイツ、アイルランド及び韓国とのワーキング・ホリデー制度について、相手国参加者に対し従前の一生涯1回から一生涯2回まで参加可能とする見直しを行った。

(3) 外国人材の受入れをめぐる取組

外務省は、外国人材の受入れ及びその環境整備に向けた取り組みの一つとして、特定技能制度(2019年4月創設)において送出国との情報連携の枠組みなどを定める協力覚書の作成や、同覚書に基づく二国間協議に参画しているほか、技能実習制度に代わる育成就労制度の新設に係る法改正(2024年)を受け、2027年の新制度施行に向けて関係省庁と連携して取り組んでいる。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 国際機関で活躍する日本人

国際機関は、国際社会共通の利益のために設立された組織である。世界中の人々が平和と繁栄を享受できる環境作りのために、様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や特性をいかして活動している。ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢、それに伴う食糧・人道危機などを始め、環境、気候変動、難民、感染症対策、持続可能な開発、軍縮・不拡散、紛争予防・平和構築、エネルギー、防災、労働、人権・人道、ジェンダーの平等など、いかなる国も一国では解決することのできない地球規模の課題に対応するため、多くの国際機関が活動している。国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会から期待される役割を十分に果たしていくためには、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献する能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要である。日本は、これら国際機関の加盟国として、政策的貢献だけでなく、分担金や拠出金を通じた財政的貢献を行っているほか、日本人職員の活躍も重要な日本の貢献である。また、より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍することによって、国際社会における日本のプレゼンスが一層強化されることが期待される。各日本人職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々であるが、国際社会が直面する諸課題の解決という目標は共通している。さらに、国際機関において職務経験を積み、世界を舞台に活躍できる人材が増加することは、日本の人的資源を豊かにすることにもつながり、日本の発展にも寄与する。

現在、国連（UN）を始めとする国際機関で多くの日本人が活躍している。15の国連専門機関のうち、万国郵便連合（UPU）⁽¹⁾では2022年1月から目時政彦氏が同機関トップの国際事務局局長（2025年9月に再選）を、国際民間航空

機関（ICAO）⁽²⁾では2026年1月から大沼俊之氏が同機関トップの理事会議長を務めている（314ページ コラム参照）。また、国際司法裁判所（ICJ）及び国際刑事裁判所（ICC）の各所長は日本人が務めているほか、国際海洋法裁判所（ITLOS）⁽³⁾では設立以来一貫して日本人判事を輩出している。

国際社会におけるルール形成を主導し、グローバルな課題に取り組む上での国際機関の重要性を踏まえれば、日本と国際機関の連携強化につながる国際機関の長を含む要職の獲得は重要な課題である。優秀な人材を積極的に輩出できるよう、長期的視野に立ち、ふさわしい人材を育成し、きめ細かい対応をしていく必要がある。

日本人職員の増加を目指し、日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げ、その達成に向けて、外務省は、関係府省庁、大学や団体などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に行ってきた。現在、979人（2024年末時点、外務省調べ）の日本人が専門職以上の職員として、世界各地の国連関係機関で活躍している。

日本人職員の増強に向け、外務省は、国際機関の正規職員としての勤務を志望する若手の日本人を2年間、国際機関に職員として派遣し、職務経験を積む機会を提供することで派遣後の正規ポスト獲得に繋げるジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度（353ページ「JPO経験者の声」、352ページ 資料編参照）や、将来の国際機関幹部候補となり得る日本人に中堅レベルの職務経験を提供し昇進を支援するための派遣制度を設けている。これらの取組を通じ、日本人職員を増強することに加え、日本人職員の一層の採用・昇進に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り組んでいる。

(1) UPU : Universal Postal Union

(2) ICAO : International Civil Aviation Organization

(3) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

コラム

COLUMN

大沼俊之国際民間航空機関（ICAO）理事会議長の選出

国際民間航空機関（ICAO）¹は、1944年に採択された国際民間航空条約（シカゴ条約）に基づき設立された国連専門機関であり、航空の安全や環境保護など航空の様々な分野に関わる国際的なルール策定を行っています。また、近年は、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮によるミサイル発射などの地政学的課題について議論されることも多くなっています。

ICAOの最高意思決定機関は、3年に1度開催され、193の全加盟国・地域が参加する総会です。その下に、総会で選出される36の理事国をメンバーとして国際標準の採択・審議などを行う常設の理事会と、ICAOの運営をサポートする事務局が置かれています。日本は、1953年10月のICAO加盟後、1956年に理事国入りし、以降常に理事国として政策、資金、人材などを通じてICAOに貢献してきました。

事務局長を組織のトップとする国際機関が多い中、ICAOにおいては、事務局の長たる事務局長ではなく、締約国の代表から成る理事会の長である理事会議長が「プレジデント」と呼ばれ、ICAOのトップとして位置付けられています。

日本政府は、ますます重要性が高まるICAOへの貢献を一層強固なものとするため、2024年1月に大沼俊之国土交通省航空局次長を次の理事会議長選挙の候補として擁立することを決定しました。大沼氏は、1992年に当時の運輸省に入省し、航空政策に精通した法律の専門家として30年以上にわたる経験を積み重ね、国際航空の発展に尽力してきました。また、2001年から2年間、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）²としてICAO法律局に派遣された経験を持ち、2024年12月以降はICAO日本政府代表部特命全権大使として、積極的に議論に貢献し、各国から高い評価と信頼を得てきました。

擁立以降は、日本政府として、関係各国に対する積極的な支持要請を行うとともに、大沼候補自身も自身のビジョンを各国に訴える活動を行いました。その結果、大沼氏は、2025年11月26日にモントリオール（カナダ）で実施されたICAO理事会議長選挙において、次期理事会議長として選出されました。



現地でのレセプションにおける大沼氏の挨拶
(11月27日、カナダ・モントリオール)



大沼氏への議長権授与式（11月28日、カナダ・モントリオール）写真提供：ICAO事務局

アジア大洋州地域出身の理事会議長選出は、ICAO創設以来の約80年の歴史において初めてとなります。

大沼氏は、2026年から2028年の理事会議長としての任期中、安全で持続可能な国際航空を目指すICAOのコアミッションの強化、グローバルプラットフォームとしてのICAO、法の支配の推進という三つの柱を掲げ、ICAOの運営に取り組むことを公約に掲げています。日本政府も、大沼議長率いるICAOと緊密に連携し、国際民間航空分野における国際基準の策定・実施に引き続き貢献していく考えです。

1 ICAO：International Civil Aviation Organization

2 JPO派遣制度：国連を始めとした国際機関への就職を支援する目的で、各国政府の費用負担を条件に、国際機関が若手人材を受け入れる制度。外務省は、1974年から同制度による派遣を開始している。

コラム

COLUMN

国連の舞台を支えてきた日本人の声 紛争の予防と平和的解決を追求する国連キャリアを志して

国連事務局政務平和構築局・平和事業局、欧州中央アジア統合地域部長 後藤 佳世子

国連事務局政務・平和維持活動（PKO）両局の欧州中央アジア担当ディレクターとして勤務して、早3年半が経ちました。空席公募が2021年秋にあり、任命されたのは翌年2月末、ロシアがウクライナへ軍事侵攻した数日後でした。これを境に、欧州の安全保障体制は大きくシフト、国連憲章の基本理念は脅かされ、国際社会は大きく分断しています。「凍結」状態となった紛争を主に扱う比較的穏やかな仕事だったはずが、ウクライナ情勢や再炎する紛争リスクに国連としてどう対峙していくか——もっと大げさに言えばこれからの国連の「存在意義」のようなもの——を模索する、忙しい毎日となっています。

任官時、古くからの同僚たちから「これまでの国連人生を総括したような仕事だね。」と言われ、なるほどと思いました。ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）としてスタートして34年目、任地8か国、10の部署・機関をまたぐ多様な業務に就けたのは大変幸運で、現在の私の重要な「強み」となっています。常に新しいことにトライするのが好きな私ですが、国連を目指した当初から一貫しているのは「紛争の予防・解決」に貢献したいという思いでした。現職に至るまでに全14ポスト、軸となるこのテーマに様々な観点から関わることができました。

中でも最も印象に残ったのは、「フィールド」勤務。アフガニスタンや東ティモールでのPKO活動、バルカン地域での復興支援など、混迷する紛争地で国連の掲げる理想を追求する複雑さに葛藤する毎日でした。そして、現場のニーズと課題を、加盟国の利害がぶつかる「国際政治」の大舞台に反映させていく本部での仕事。特に、事務総長官房の政務官として国連トップをサポートする任務からは、各案件を組織全体の優先性や関連性を大局的に俯瞰して判断していくことを学び、管理職として働く今の自分の基盤となっています。さらに、所属母体である事務局だけにとどまらず国連システムを構成する他機関へ出向した経験。国連開発計画（UNDP）では紛争から開発への移行を促進する政策調整に携わり、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）では国際犯罪やテロ防止の支援事業に尽力し、化学兵器禁止機関（OPCW）では軍縮の仕事に初めて携わることができました。雑多なようですが、「紛争」というテーマを軸に自分なりに紡いできた国連ジャーニー、どれが欠けても、またバランスが崩れても、現在の自分には至らないように思います。

入って間もない頃、当時のアナン事務総長のアドバイスを伝え聞いたことがあります。「Move！」。国連でキャリアを築くのであれば、多彩な仕事を多彩な所で経験すべし。昨今ではMobilityといわれ、国連人事政策の柱となっています。振り返ってみて、フィールド、本部、国連システムの任務を均等にバランス良く「Move」し、有意義だと感じられる仕事をする事ができている今、尊敬する元事務総長の助言を少しでも体現できたかなと感じています。

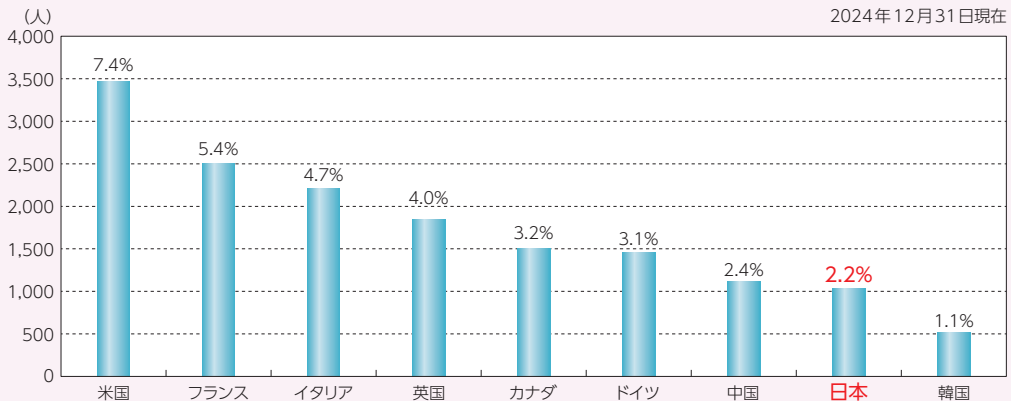


女性と若者の平和への政治参加をサポートする国連事務局主催の会議に出席（最前列左から3人目が筆者、5月、ウクライナ・キエウ）



国連安全保障理事会の会合で、ウクライナ情勢について報告（最前列右から2人目が筆者、11月）

■ 国連機関の国別職員数 (国連調べ、専門職以上)



(注1) 本表は、任期1年以上の国際専門職以上の職員数
 (注2) %は職員総数(46,585)に占める割合を示す。
 (注3) 外務省調べとは算出方法が異なる。

出典：国連資料 (CEB/2025/HLCM/HR/11)

国際機関勤務を志望する日本人に対しては、外務省国際機関人事センターのホームページ⁽⁴⁾やメーリングリスト、ソーシャルメディア (Facebook、X、LinkedIn、Instagram)、動画配信などを通じて国際機関の空席情報などの情報を随時提供しているほか、応募に関する支援にも力を入れている。国際機関で働く魅力や就職方法を説明するセミナーのほか、国際機関の幹部職員や人事担当者を招いた説明会をオンラインや実地会場で実施⁽⁵⁾するなど、広報に努めている。

外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも多く国際機関で活躍できるよう、日本人職員の増強及び昇進支援に今後もより積極的に取り組んでいく。

(2) 非政府組織 (NGO) の活躍

ア 開発協力分野

日本の国際協力 NGO は、日本の顔の見える国際協力の担い手として、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を実施する、国際協力の戦略的パートナーで

ある。

外務省は、日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に対する無償資金協力 (「日本 NGO 連携無償資金協力」) により NGO を通じた ODA を積極的に行っており、事業分野は教育・人づくり、医療・保健、防災、水・衛生、農村開発、障害者支援、地雷・不発弾処理など多岐にわたる。2024年度は、アジア、アフリカ、中東、中南米など36か国・1地域で日本 NGO 連携無償資金協力事業を実施する53団体に対し、102件の資金供与を行った。さらに、NGO 自らが実施主体となって行う開発協力事業の案件形成、事業実施後の評価事業や、国際協力活動の拡大などに資する活動への支援を行う NGO 事業補助金を交付している。

また、2000年に、政府、NGO、経済界との協力や連携により、大規模自然災害や紛争発生時に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的に設立されたジャパン・プラットフォーム (JPF) (318ページ コラム参照) には、2025年12月時点で50の NGO が加盟している。JPFは、2025年には、ミャン

(4) <https://www.mofa-irc.go.jp/>

(5) 上記脚注1のサイトの「お知らせ」に掲載

(4)



マー中部地震被災者支援、パキスタン水害被災者支援、ガザ飢饉緊急支援、アフガニスタン東部地震被災者支援などのプログラムを立ち上げたほか、シリア、南スーダン、アフガニスタン、イエメン、ミャンマー、タイ、エチオピア、スーダン、ウクライナ、ガザにおける難民・国内避難民支援を実施した。

外務省は、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍できるように、能力強化、専門性向上、人材育成などを目的に様々な施策を通じてNGOの活動を支援しており、その具体的成果を外務省ホームページに掲載している。2025年、外務省は、NGO活動環境整備事業として「NGO相談員制度」、「NGOスタディ・プログラム」、「NGOインターン・プログラム」及び「NGO研究会」の4事業を実施した。

NGOとの対話・連携の促進を目的とした「NGO・外務省定期協議会」について、2024年度は、「全体会議」が2024年6月に、各委員会の「連携推進委員会」及び「ODA政策協議会」が同年7月、12月及び2025年3月に開催され、活発な意見交換が行われた。

① そのほかの主要外交分野での連携

人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や「ビジネスと人権」に関する行動計画、国連安保理決議第1325号及び関連決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画などについても、日本政府はNGO関係者や有識者を含む市民社会との対話を行っている。

また、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトなどの実施に際して、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや有識者と対話を行っており、「非核特使」及び「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被爆者などが世界各地で被爆の実相を伝えるためのNGOなどによる活動を後押ししている。2025年12月時点で、113件延べ335人が非核特使として、また、60件延べ834人がユース非核特使として世界各地に派遣されるなどし

ている。

国際組織犯罪対策では、人身取引の分野において、官民一体となった対策を推進するため、政府は、近年の人身取引被害の傾向や、それらに適切に対処するための措置などについて、NGOとの意見交換を行っている。

(3) 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊 (JICA ボランティア事業) は、技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・寄与することを目的とするJICAの事業である。本事業が発足した1965年以降、99か国に延べ5万7,442人の隊員を派遣し (2025年3月末時点)、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9分野、約180職種にわたる協力を展開している。帰国した協力隊経験者の知見を教育現場や地域社会、民間企業で活用するなど、国内社会への還元の取組も進めており、日本の国民参加による協力隊の活動は、受入れ国を始め、国内外から高い評価を得ている (319ページ コラム参照)。JICA専門家の活動は、専門的な知識、知見、技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な技術及び知識を伝え、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業である。JICA専門家は、保健・医療や水・衛生といったベーシック・ヒューマン・ニーズ (人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの) を満たすための分野や、法制度整備や都市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する分野など、幅広い分野で活動しており、開発途上国の経済及び社会の発展と日本との信頼関係の醸成に寄与している。2024年度は、1,951件の新規及び継続契約に基づき、108か国・地域にJICA専門家が派遣された (専門家・調査団を合わせた派遣数は1万55人)。

コラム

COLUMN

支援の輪で、未来をつくる： ジャパン・プラットフォーム 設立25周年



ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、NGO・経済界・政府の三者が対等なパートナーシップで連携する、世界でも類を見ない緊急人道支援のプラットフォームとして、2000年に設立されました。以来、JPFは、自然災害の被災者や、紛争による難民・避難民に寄り添いながら、迅速かつ効果的に日本からの支援を届け続け、2025年に25周年を迎えました。

JPF事業の三つの特徴は、「迅速性」、「専門性」、「透明性」です。発災当日に迅速に出動を決定できる体制を備え、現在加盟する50（2025年12月時点）のNGOの各専門性をいかし、医療、食料・物資、水・衛生、教育、心のケア、農業、生活再建など、現地のニーズに応じて包括的な支援を展開できることが強みです。また、外部専門家も加わった審査やモニタリングを通じて、支援の質と説明責任を担保しています。

2022年2月以降のウクライナ危機では、戦争が人々の生活やインフラに深刻な影響を与える中、長期に及ぶ避難生活を支援しています。国際的な分析を踏まえ、現地で活動するNGOと協働して策定した国・地域別の短・中・長期的な戦略（対応計画）に基づき、各加盟NGOの強みをいかした支援を展開してきました。

3月のミャンマー中部地震では、発災当日から、既に2021年の政変による国内避難民支援を継続していた加盟NGOによる緊急支援・ニーズ調査を開始し、命を守る迅速な対応と早期復興のための支援を行いました。

パレスチナ・ガザ地区では、支援の実施が厳しい状況下で人道支援ルートを確認し、多くのNGOが食料・物資配布を実施しています。日本のNGOによるきめ細かな活動は、現地文化を尊重したものとして高く評価されています。

アフガニスタン、南スーダン、シリアなど、長期的な人道危機にある地域においても、現地の人々の主体性と尊厳を大切にしながら支援を続けています。

“支援のプラットフォーム”であるJPFは、誰もが思いを寄せ、支援の輪に参加できる場所として発展し続けています。設立以来、6,000社以上の企業が寄付やサービス提供を通じて参画しており、多様化する支援ニーズに応えるための更なる連携が期待されます。

支援現場と社会をつなげ、課題解決の促進を目指すため、メディアとの連携にも尽力し、数多くの発信を実現してきました。命と尊厳を守る目的を共有しながら、相乗効果を生む報道や支援の可能性を追求しています。

これまでにJPFは、65以上の国・地域で、総額967億円、2,400件以上の支援事業を実施してきました。その先には、私たちと同じように家族や友人と生活を営む人々がいます。全ての人々が自らの未来を切り拓き、安心して暮らせる社会の実現を目指して、そして、次世代の子どもたちが平和で幸せな未来に希望を持って生きることができるよう、JPFはこれからも、多様な連携を推進し、より多くの人々が関わることでできる支援の輪を広げていきます。



食料を配布する現地スタッフと受け取るガザの人々（ガザ支援プログラム「ガザ人道危機対応支援／ガザ飢きん緊急支援」による支援 ©NICCO/WCK）



外務省との協力体制で、日本から届ける身近な人道支援の発信にも尽力した「グローバルフェスタ JAPAN 2025」(©JPF)

コラム

COLUMN

独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊発足60周年

■ JICA 海外協力隊発足60周年記念式典

JICA 海外協力隊は2025年に発足60周年を迎え、11月13日には天皇后両陛下の御臨席のもと、記念式典が行われました。式典第1部では、英利アルフィヤ外務大臣政務官が高市総理大臣の祝辞を代読し、60年にわたる JICA 海外協力隊の活動を労い、隊員経験者の帰国後の活躍への期待を示した上で、協力隊が築き上げてきた信頼と絆は、かけがえのない財産であると述べました。第2部では隊員経験者が登壇し、様々な隊員の帰国後の活躍が紹介されました。式典は発足60周年を祝うとともに、その歴史を振り返り、協力隊の意義を改めて確認する機会となりました。



JICA 海外協力隊発足60周年記念式典でおこたばを述べられる天皇陛下 (写真提供: JICA)

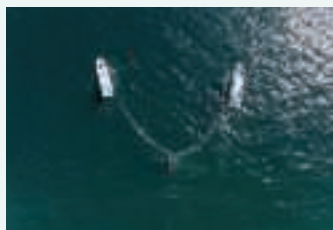
■ JICA 海外協力隊経験者の声「ブルキナファソの現場知を起点に、海洋ごみを減らす仕組みへ」

ブルキナファソ派遣・環境教育職種（2017～2019） 江川 裕基

学生時代に各地を旅したとき、処理されずに積み上がるごみの景色を見て、廃棄物問題に対して何かできることはないかと考えるようになりました。2017年、JICA 海外協力隊としてブルキナファソに環境教育の職種で赴任し、学校や自治体と協働して教育現場での啓発活動と地域清掃を進めました。一方、最終処分場がないという現実にも直面し、簡易な埋立地を作りました。この経験から、問題を解決に前進させる一つの方法として、教育などの「ソフト」とインフラなどの「ハード」を組み合わせる重要性、そしてボランティアだけに頼らない仕組み作りと団体として活動する必要性を学びました。現地の行政と対話を重ね、トライアンドエラーを繰り返し、失敗の中での学びを蓄積していく過程で、今まで関心が無かった人たちを巻き込むための鍵は「人々の心に刺さるような大きなビジョンと実際にそれを前に進める実行力」にあると実感しました。



JICA 海外協力隊員として行った幼稚園でのごみ啓発活動 (筆者中央、2019年2月、ブルキナファソ・クドゥグ 写真提供: 江川裕基)



小豆島の近海でマイクロプラスチックを回収した合同海洋ごみ回収実証実験 (2024年9月、香川県小豆島 写真提供: cubic-tt [島空撮])

帰国後は、海外での廃棄物活動経験をいかし、NPO法人クリーンオーシャンアンサンブルを設立し、香川県小豆島を拠点に海洋ごみ問題に向き合い始めました。漁業者、自治体、企業、市民と連携し、海上・河川での回収技術開発、回収海洋ごみの可視化、再資源化までを一体で進め、海洋ごみ回収活動をボランティアで終わらせず、経済的かつ社会的に価値ある活動として昇華させること、定量化された回収量が流出量を上回る仕組み作りを目標にしています。テクノロジーや科学的な側面からも活動に付加価値を与え、団体の経営を見直ししながら、持続可能な事業として成り

立たせる工夫を積み重ねています。

皆様の応援や支援のお陰で、活動は着実に進化し、協働する団体は増え、海洋ごみ回収量・再資源化量も年々増加しています。協力隊で得た学びは今も変わりません。現場の小さな活動から始め、手に入るもので創意工夫を続け、大きなビジョンと実行力で人々を巻き込み、少しずつ仕組みにしてい——多くの失敗の中にある小さな成功を積み重ね、次の世代へ渡す——その連なりが、海に流れ込むごみを確実に減らし、「海洋ごみゼロの世界」に繋がる道だと信じています。

3 地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地方創生にも積極的に取り組み、地方との連携による総合的な外交力を強化するための施策を展開している。

日本国内では、駐日外交団や商工会議所、企業関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する「外務大臣及び知事共催レセプション」を実施している。2月に群馬県、3月に長野県、10月に富山県との共催でレセプションを実施し、駐日外交団を始めとする参加者と各県との更なる交流の促進につながる機会となった。群馬県との共催レセプションでは、岩屋外務大臣の代理として出席した藤井比早之外務副大臣から、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことに触れつつ、群馬県の地酒を

始め日本産酒類の魅力を世界に発信するため、最大限努力していくと述べた。同レセプションでは、県産品である農林水産物や地酒、伝統工芸品、県内各地の温泉を始めとする観光などを紹介するブースを設けるとともに、ステージでは地元の高校生ダンス部によるダンス・パフォーマンスも行われた。長野県との共催レセプションでは、岩屋外務大臣から、飯倉公館や在外公館の施設を最大限活用し、地方自治体と連携しながら、日本産の酒や農産物の販路拡大、インバウンドの誘致も含め、地方創生に取り組んでいると述べるとともに、長野県が誇る食や伝統工芸品などの魅力が世界に発信されるよう、協力を求めた。同レセプションでは、長野県の観光、食品、伝統工芸品、健康長寿などに関する取組を紹介する様々なブースを設けるとともに、ステージでは蕎麦打ちの実演及び戸隠（戸隠）流忍者のパフォーマンスも行われた。富山県との共催レセプションでは、岩屋外務大臣から、飯倉公館や在外公館を活用し、地方自治体と連携しながら、日本産の酒や食品の輸出拡大に力を入れていると述べるとともに、寿司を始めとする富山県が誇る食や伝統工芸品などの魅力が世界に発信されるよう、協力を求めた。同レセプションでは、富山県の食品、日本酒、観光、伝統工芸品のほか、ウェルビーイング（幸福度）、震災からの復旧・復興などに関する取組を紹介する様々なブースを設けるとともに、



群馬県知事との共催レセプション（2月19日、東京・外務省飯倉公館）



長野県知事との共催レセプション（3月18日、東京・外務省飯倉公館）



富山県知事との共催レセプション（10月15日、東京・外務省飯倉公館）

ステージでは「おわら風の盆」のパフォーマンスも行われた。

このほか、外務省は地方自治体などの共催で、各国の駐日外交団や商工会議所、関連企業などの関係者に対して各地域の地元産品、観光や産業、投資などの施策や魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」を実施している。1月20日には、東京都内で、大阪府堺市、沖縄県、栃木県日光市及び徳島県上勝町との共催でセミナーを開催した。また、11月10日には、福井県、島根県益田市、島根県浜田市、長野県軽井沢町との共催でセミナーを開催した。セミナーでは、プレゼンテーションを通じた地域の魅力の発信、参加者との交流会における各地域の特産品、観光スポット、産業などの紹介、伝統芸能の実演などが行われた。セミナーは、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして参加者から好評を得るとともに、地方自治体と駐日外交団などの参加者と

の交流の促進にも資するものとなった。

また、外務省は地方自治体との共催で、駐日外交団に地方の多様な魅力を現地で直接体験してもらうことを目的に「駐日外交団による地方視察ツアー」を実施している。7月9日及び10日には、関西広域連合との共催で「自然と文明の共生を巡る関西の旅」をテーマに徳島県、兵庫県及び京都府へのツアーを実施し、自然と共存する先進的取組や技術の視察を通じて、関西の多様な魅力を紹介した。9月30日及び10月1日には、「アジフライの聖地・水中考古学の聖地魅力体験ツアー」をテーマに長崎県松浦市へのツアーを実施し、同市の多様な地域資源を「見て・体験して・味わう」機会を駐日外交団に提供した。10月30日及び31日には、「時を超えた職人技に触れる旅」をテーマに岡山県備前市及び瀬戸内市へのツアーを実施し、備前焼や備前刀の関連施設等の視察を通じて、両市の観光、歴史、食、特産品などの多様な魅力を紹介した。



1月20日に行われた「地域の魅力発信セミナー」における、第一部プレゼンテーションの様子



11月10日に行われた「地域の魅力発信セミナー」における第二部交流会の様子



上勝町ゼロ・ウェストセンターを訪問する外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）（7月9日、徳島県上勝町）



松浦市長らと記念撮影を行う外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）（9月30日、長崎県松浦市）

さらに、外務省では地方自治体に対し、地域レベルの国際交流活動に密接に関係する最新の外交政策などに関する説明の場として「地方連携フォーラム」を開催しており、2025年度は2026年2月に開催した。

海外での事業については、東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の製品の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業として「地域の魅力海外発信支援事業」を実施している。10月から2026年3月にかけて、中国においてオンライン形式での情報発信を含む形で実施した。SNSを活用して多くの人々に日本の観光・文化・食などの地域の魅力を体感してもらうことを目標に、33の日本の自治体がそれぞれの魅力を伝える動画を作成し、在中國日本国大使館^{ウェイボー}の微博（中国SNS）アカウントなどで配信した。また、在中國日本国大使館が主催するイベントにおいて、日本の食品関連企業や自治体が食や観光のPRを実施した。こうした取組では、キー・オピニオン・リーダー（KOL）やインフルエンサーも活用することで、より多くの人々に日本の地域の魅力が伝わっている。

また、在外公館施設を活用して地方自治体はその魅力を発信することを通じて、地方製品の販路拡大、インバウンド促進などを目指す「地方の魅力発信プロジェクト」を11件実施した。

加えて、例年天皇誕生日の時期に合わせて開催される「在外公館における天皇誕生日祝賀レセプション」で地方の産品や催事などを紹介・発信する場を設けている。天皇誕生日祝賀レセプションは、2025年には、245の在外公館において対面開催され、そのうち116公館において地方の魅力発信を行った。

このほか、外務省では様々な取組を通じて、



旧開谷学校を訪れた外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）
（10月30日、岡山県備前市）



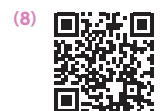
地域の魅力海外発信支援事業で在中國日本国大使館のSNSアカウントから発信した自治体のPR動画

日本の自治体と海外との間の各種交流を支援してきた。具体的には、在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪問して、国際交流・経済交流関係担当幹部などと意見交換を行うことや、在外公館長の赴任前や一時帰国の際に地方を訪問し、姉妹都市交流や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流に関する意見交換や講演を行うことで、地方の国際的取組を後押ししている。また、日本の自治体と姉妹都市提携を希望している海外の都市などがある場合は、都道府県及び政令指定都市などに情報提供し、外務省ホームページの「グローバル外交ネット」⁽⁶⁾で広報するなどの側面支援を行っている。

地方連携の取組を紹介する広報媒体としては、「グローバル外交ネット」のほか、毎月1回メールマガジン「グローバル通信」⁽⁷⁾を配信

(6) 「グローバル外交ネット」については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html>

(7) 「グローバル通信」については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25_001870.html



し、加えて「X」⁽⁸⁾による投稿を行っている。これら広報媒体においては、外務省の地方連携事業や地方自治体が進める姉妹都市交流、ホストタウン交流、地方の国際的取組などを紹介している。

また、各地の日本産酒類（日本酒、焼酎、泡盛、日本ワインなど）の海外普及促進の一環として、各在外公館における任国要人や外交団との会食での日本産酒類の提供、天皇誕生日祝賀レセプションなどの大規模な行事の際に日本酒で乾杯するなど日本産酒類の紹介・宣伝に積極的に取り組んでいる。その際には、日本の「伝

統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されている点についても積極的にアピールしている。

さらに、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、開発協力においても地方自治体と連携しており、上下水道や廃棄物処理など、地域住民向けの公共サービス分野で、日本の地方自治体職員を専門家として派遣したり、施設・機材等を整備する事業の実施において自治体職員に関与してもらったりするなど、地方自治体が有する技術・ノウハウが課題解決に役立つような開発協力に取り組んでいる。

(8) 地方連携推進室X：<https://twitter.com/localmofa>